ア　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。
イ　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。
ウ　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。
エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。
オ　監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げたこと。
カ　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。
キ　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。
ク　契約に関し、現に履行遅滞となっていること。
ケ　契約の履行成績又はアフターサービスが著しく不良であったこと。
コ　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。
サ　アからキまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑹　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。

⑺　会社が定める取引先資格審査規則により、資格を有すると認められた者であること。なお、競争参加資格を得ようとする者は、５⑴に示す場所に申請すること。

⑻　⑺と同等の資格を有することが確認された者については、建設業法第27条の29第１項の総合評定値通知における直近の土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。

⑼　平成11年４月以降に元請としての施工実績（公告時点で鉄筋コンクリート壊しが完了したものを含む。）を有すること。なお、単体又は共同企業体の場合の代表者は、単体又は共同企業体の代表者としてのアの施工実績を有すること。共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、単体又は共同企業体の出資比率が15%以上の構成員としてのイの施工実績を有すること。ただし、外国での都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事の実績については、日本国内での都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事における安全対策と同等の対策を必要とした工事と当社が認めたものに限る。
ア　都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、掘削深が５m以上の開削工法による工事、地下におけるコンクリート造の工作物の解体が250㎡以上の工事及び框構造部の改良工事。
イ　都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、掘削深が５m以上の開削工法による工事。

⑽　次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　１級土木施工管理技士又は技術士法による建設部門の技術士の資格を有する者であること。
イ　都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、掘削深が５m以上の開削工法による工事、地下におけるコンクリート造の工作物の解体が250㎡以上の工事又は框構造の改良工事のいずれかの経験を有する者であること。
ウ　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　技術提案にあたっては、工事全般の施工計画、安全管理計画、施工体制等が不適切でないこと。なお、施工計画書（安全管理計画を含む。）等の作成にあたっては、入札説明書によること。

⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。

⒀　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社でないこと。

⒁　⒀の「１に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
・メトロ開発株式会社

⒂　⒀の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設会社。
イ　建設会社の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設会社。

⒃　共同企業体による場合については、次のとおりとすること。
ア　⑴から⑻に規定する者２者又は３者を構成員とすること。この場合において、同一の者が２以上の共同企業体の構成員となることは認めない。
イ　出資比率は、すべての構成員が、２者の共同企業体の場合は30%以上、３者の共同企業体の場合は20%以上であること。
ウ　代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
エ　共同企業体の有効期間は、確認の日から当該工事完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては当該工事の契約が締結された日までとする。
オ　共同企業体の名称は、「○○・○○建設工事共同企業体」とすること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する事項　この工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。なお、評価にあたっては、その内容をヒアリングする。
ア　加算点　配置予定技術者の能力及び技術提案に基づく事項について評価する。
イ　施工体制評価点　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

⑵　総合評価の方法
ア　標準点　２に示す競争参加資格を満たし、標準案の施工に伴う要求要件を満たした入札参加者には標準点100点を与える。
イ　加算点　加算点は、３⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。
ウ　施工体制評価点　施工体制評価点は、３⑴イに示す評価項目について、最大30点を与える。
エ　価格及び提案に係わる総合評価は、ア、イ及びウにより得られる標準点、加算点と施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施
施工体制等のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求める。

⑷　落札者の決定方法
ア　入札参加者は、価格及び３⑴に示す評価項目により入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、３⑵エによって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　技術提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。
㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、最低価格を提示した者を落札予定者とする。なお、最低価格を提示した者が複数者いる場合は、抽選により決定する。